

皆さん、気付かれましたか。今回は、問題文が事例になっていて長いものが多いことを考慮して、講義資料と同じ順番で出題しました。また、事例問題から抽象化した一般命題に書き換えたものもあります。なお、4つも正しい文章が入っているのは初めてです。

受験者数24人、平均点約6.7点は、残念ながら共に最低レベルです(03を全員正解にしたなら7.2点になりました)。財産法の基礎2も約3/4を終わりました。あと1/4、最後まで頑張って下さい。

01 既に時効消滅した債権を譲り受けた者は、~~この債権を自働債権として、対立する自己の債務と相殺することができる。~~

すでに消滅時効の完成した債権を譲り受けて相殺の意思表示をしても、時効の援用があれば、相殺の効力は発生しません(最判昭36・4・14民集15巻4号765頁・P II 140)。

② XのYに対する1000万円の債権の履行期が2011年8月8日、YのXに対する800万円の債権の履行期が同年9月9日であり、当事者間に別段の合意がない場合、8月8日に、Xは相殺できるが、Yはできない。しかし、Yが8月8日にXから請求を受けても履行をしないまま9月9日になれば、Yも相殺を主張できるようになる。

Xは期限の利益を放棄して(136条2項)相殺適状にして相殺することができますので、第1文は正しい。これに対して、Yは、一方的にXの期限の利益を奪うことができませんので、8月8日には相殺ができませんが、9月9日になりますと、Yの債権についても弁済期が到来しますので、相殺適状となり、Yも相殺が可能になります。

03 XがYに、商品甲を300万円で売る契約を結んだ。Yには、Xに対する別件の300万円の貸金債権があり、両債権は共に弁済期が到来していた。この場合、Xの売買代金の支払い請求に対して、Yは相殺を主張することができるが、Yの貸金債権の支払請求に対して、~~Xは相殺を主張することができない。~~

抗弁権の付着した債権を自働債権とする相殺は、相手方が同意しないとできません。YにはXの代金支払請求に対して甲の引渡しとの同時履行を主張する抗弁権がありますので、Yがこの同時履行の抗弁権を放棄するか、相殺に同意してくれないと、Xから相殺を主張することはできません(大判昭13・3・1民集17巻318頁・P II 234関連判例①)。

本問は約4割の人が不正解でした。本問は、Xが甲の引渡しをしていないという想定でしたし、講義でも正解として説明していました。しかし、本問の文章を誤りとしたうえで、甲の引渡が済んでいる場合には相殺できるが、済んでいない場合には相殺できないと指摘している答案が見られました。これを機に考え直しましたところ、むしろ問題の作り込みがちょっと甘かったし、抗弁権がない場合があるので文末は間違いという方が正しいはず(解説自体は問題がなく論理的な正誤判定のミスです)。講義でも上記のように正しいと申ししてしまったので、本問は全員正解とします。

04 X A間に相殺禁止の特約がある場合、AのXに対する債権の譲受人Yが、XのYに対する別口の債権の履行請求に対して、譲受債権による相殺を主張しても、~~XはYの相殺が無効であると主張することができる。~~

相殺禁止の合意は、善意の第三者には対抗できませんので(505条2項)、Yが善意・無重過失であれば、Xは相殺禁止特約を理由とする相殺無効を主張できません。本問は約3割の人が不正解でした。本問の文章が正しいとする答案が多く見られました。

05 判例によれば、交差点での出会い頭の衝突事故で自動車運転者の双方が負傷し、相互に相手方に損害賠償債務を負う場合、~~いずれの当事者も相殺を主張することができる。~~

学説には強い反対もありますが、判例は、双方の過失に基づく同一交通事故による物的

損害の賠償債権相互間でも、相殺は許されないとしています(最判昭49・6・28民集28巻5号666頁)。

①⑥ 相殺の意思表示には条件や期限を付けることが許されない。相手方との特約による場合は許される。

第1文は506条1項2文そのものです。これは、相手方の地位の安定性を保護するためのものですから、不利益を受ける可能性のある相手方がそれでよいと特約していれば有効です。

07 賃貸人が賃借人の賃料不払いを理由に賃貸借契約の解除の意思表示を行ったところ、その後に賃借人が解除の意思表示前に相殺適状にあった反対債権による相殺を主張した。この場合、~~相殺の遡及効により債務不履行がなかったことになるので、賃貸借契約の解除は効力を生じない。~~

解除のような重大な法律関係の形成の効果を相殺の遡及効によって消滅させることになると、権利関係が不安定になるので許されないとしてされています(最判昭32・3・8民集11巻3号513頁・P II 139)。

①⑧ 昭和45年の大法廷判決によれば、差し押さえられた受働債権と自働債権の弁済期の先後にかかわらず、差押後に相殺適状となれば、相殺を主張することができる。

無制限説を採った昭和45年判決(最大判昭45・6・24民集24巻6号587頁・P II 144)では、両債権の弁済期の先後はもはや問題にされません。もっとも、差押えがあったというだけでは自働債権の弁済期は到来しませんので、相殺は、相殺適状になるのを待つて行う必要があります。本問は3割以上が不正解でした。

09 賃料債権に対する抵当権者の物上代位と、賃借人による相殺の優劣は、~~差押えと相殺に関する昭和45年の大法廷判決に従い、差押えと自働債権の取得時期の先後によって決まる。~~

判例(最判平13・3・13民集55巻2号363頁・P I 351)によれば、優劣は、抵当権設定登記と反対債権の取得時期の先後によって決まります。もっとも、この基準では劣後する相殺も、例外的に差押前の「払渡し又は引渡し」(304条1項ただし書)に相当すると評価されれば、例外的に優先します。

本問では、「昭和45年の大法廷判決に従い」の部分も重大な誤りであり、この部分も指摘することが必要です。そういう厳しい判定の結果、約8割の人が不正解と困った状態になりました。

10 判例によれば、抵当権の物上代位に基づく賃料債権の差押えが行われた場合、賃借人は、その後に賃貸借契約を合意解約して賃借建物から退去し敷金返還請求権を取得することになっても、退去前に敷金返還請求権による相殺を主張することはできず、~~退去後も、退去前に生じた未払賃料債務全額を抵当権者に支払わなければならない。~~

判例(前掲・最判平13・3・13)の判断枠組によれば、差押後に取得した債権による相殺は、差押えに対抗できませんので前段は正しいです。しかし、賃借人は、未払賃料債権に敷金が充当されて消滅したことを抵当権者に対抗できるとしています(最判平14・3・28民集56巻3号689頁)。これによれば、賃借人の賃料債務は消滅しているので、支払の必要はありません。

本問では、退去前に関する記述は誤っておらず、退去後についての記述のみ誤っているため、その趣旨を明確にするために、「退去後も」の部分から消している答案のみ正解としました。本問も厳しい判定の結果約6割が不正解になりました。